

平成31年(ワ)第2928号 損害賠償請求事件
原告 豊商株式会社
被告 豊商株式会社

事実経過に関する主張対照表

Table with columns for Date (日時), Plaintiff's Claim (原告の主張), Defendant's Claim (被告の主張), Evidence (証拠), and Citation (出典). It details the exchange between the plaintiff and defendant regarding FX trading activities and the resulting damages.

事実経過に関する主張対照表

日時	原告		被告	
	原告の主張(原告の認否・反論)	証拠 出典	被告の主張(被告の認否・反論)	証拠 出典
平成25年3月19日	<p>口座開設後、原告は被告に運用資金を入金することとし、当初は10万円を始めると予定していたが、被告従業員から「運用資金が少ないと余力が少なくなりリスクが高い。」と言われたことから、平成25年3月19日に100万円を送金した。入金後直ぐに被告従業員から電話があり、相場や経済の動向について話が行われた後、米ドル/円、10枚を注文するように指示された。原告はアプリケーションでの注文のやり方を教わり、指示に従って注文を行った。原告は、その後も被告従業員の指示があれば、その指示に従って取引を行ったが、被告従業員からの指示を受けずに自ら取引を行うことはなかった。</p> <p>(被告第1準備書面、1原告の外国為替証拠金取引(6)について)                  原告は平成25年3月19日に100万円を送金して、米ドル/円取引(外国為替証拠金取引)を開始した。注文はパソコンから入力されたものであることは認め、その内容は原告の主張と一致する。被告従業員からの指示に従って注文をしたこと、被告従業員らと原告との間でLINEの通話履歴(甲22、23)の内容(「指示」という文言を用いていること等)や、大半の通話が被告従業員から発信したものであること(乙40ないし乙53、原告から発信した通話もあるがそのほとんどは折り返し通話である)、(業務日誌と関係して)被告従業員との通話中に注文されていることが明白な取引が多数あること(例えば、平成28年7月21日、同年8月12日、同年8月23日、同年9月1日)等から明らかである。                  また、早期に注文が行われていることをもって被告従業員の指示でない旨を主張するが、被告従業員から早期に電話がかかってくることはあり、それ以外にも原告は、前日に行われた被告従業員からの指示を翌日に実行することもあったことから、早期に注文が行われていることが、被告従業員の指示と無関係に原告が注文を行ったという期間はない。                  原告は、朝4時から5時頃起床し、自宅と隣接した事務所へ仕事をした後、朝食を食べる。あるいは朝7時30分から始まるNHK連続ドラマ(85)を見るために、一旦自宅に戻るという習慣があった(甲22を見よ)。平成29年7月6日午前4時51分、原告は被告従業員らに対し、既に出勤してからのから電話するよう連絡している。6時30分から7時30分頃までは原告の勤務時間であり、被告従業員らから事務所へ電話がかかってくることは少なからずあった(朝7時30分以降は朝食を取った後、自宅に戻る前)。被告従業員らから事務所へ電話がかかってくることは少なからずあった(朝7時30分以降は朝食を取った後、自宅に戻る前)。その時間帯は電話が来ると連絡であると考えられている。例えば被告従業員は、早期である6時12分(平成30年1月23日)、7時26分(平成30年2月2日)、7時21分(平成30年6月20日)にも原告に連絡を取っている(甲22)。</p>	甲22、23 訴状第4の2(19頁)	<p>平成25年3月11日に原告が被告から行ったWEBでの申し込み(被告従業員は介在していない)の書面(乙第1号証)のYutaka24取引当初取引予定金額欄では500万円以下と申告している。これは①100万円以下②500万円以下③1000万円以下④3000万円以下と選択できる仕様であり、①(100万円以下)ではなく②(500万円以下)を選択したのは原告自身であり、口座開設の申し込みの時点で10万円から取引を行う予定などなかったことは明白である。すなわち、原告らは「当初は10万円を始めるとを予定していたが、被告従業員から「運用資金が少ないと余力が少なくなりリスクが高い。」と言われたことから、平成25年3月19日に100万円を送金した。」などと主張するが虚偽の主張であることは明らかである。</p> <p>原告ら第1準備書面第2の1(7及び8頁)原告ら第3準備書面14頁                  そもそも原告らは、訴外及び訴外に対して相場に変化があれば定期的に取引営業日の午前中(8時から10時)に架電連絡をするよう求めていたのである。また「指示」という文言は原告自身が用いていた独自の表現である。被告従業員らは、その意味を「指示」ではなく「助言」と理解していた。これは、LINEのトーク履歴に被告従業員らからの「助言」はあっても「指示」などは一切ないことも明らかである。すなわち、原告らからの要請で被告従業員は架電したのであって、積極的に取引を勧誘していたものではない。                  そして、原告らは平成29年2月9日に被告従業員らからの架電連絡が、電波状況が悪い、仕事で電話に出られないなど電話が繋がらなかった場合に通常の市況連絡なのか、相場の急変動及び追加証拠金の対応等の急を要するものなのかをLINEのトーク履歴を残すよう被告従業員らに要請したのである。                  原告らは、「原告ら第2準備書面の別紙2」において取引回数1212回としている中で、4日分(平成28年7月21日、同年8月12日、同年8月23日、同年9月1日)で合計7回の取引を例に挙げ、「被告従業員との通話中に注文されていることが明白な取引が多数存在する」と主張する。しかしながら全取引回数に占める割合は、7回÷1212回×100=0.6%である。この占有率を無視して多数存在するという原告らの主張は、被告の理解を超えるものである。原告らの主張を逆説的に考えれば、被告従業員との通話中ではない時間帯に注文した取引は全取引回数の99%以上を占めることになる。                  また、発注時刻(注文時間)と約定時刻(成立時間)は同一の場合と異なる場合があるにもかかわらず、原告らは「被告従業員との通話中に注文されていることが明白な取引が多数存在する」と主張しながら、「原告ら第2準備書面の別紙2」に記載されている約定時刻(成立時間)を用いており、失当であることが明らかなのである。                  被告従業員らは顧客からの架電要請がない限り、午前8時前に顧客に架電することはない。また原告らは、「前日に行われた被告従業員からの指示を翌日に実行することもあった」と主張するが、既に被告従業員が原告に対して注文の指示を行っていたとしても「電話してすぐの取引を求めるもの」は成行注文となり、「値上がりしたら、もしくは値下がったら注文を出すことを求めるもの」は指値注文になるというだけのものである。原告らがここでいう「早期の注文」がどの注文を指すのかが明らかになれば被告の主張を述べることが、「前日に行われた被告従業員からの指示を翌日に実行することもあった」とする注文がどの注文を指すかも明らかにすべきである。</p>	乙第1号証 被告第4準備書面(5)第3段落について(10頁7行目)
平成25年3月22日	<p>平成25年3月22日に行われた2回目の取引では、早速両建て取引が行われているが、原告はそれまでに外国為替証拠金取引の経験がなく、両建てという取引手法についてもその仕組みやリスクを把握しておらず、単に被告従業員の指示に従って注文を行ったものである。</p>	訴状第4の2(19頁)	<p>否認する。平成25年3月19日11時38分に原告が初回注文で米ドル/円を95円675銭で10枚新規買入れた際に、相場逆方向のリスクを軽減するために約1円逆行した値段94円70銭でトリガ新規10枚売りを同日19日11時45分に指値注文したしたものが3月22日3時03分に成立したものである。                  また、注文の発注と入金はずべて原告の判断で行われたものであり、被告従業員は原告の注文の発注及び入金に対して要請をしたことなど一切ない。</p>	被告第1準備書面2の第4段落について(8頁8行目)
平成25年3月から平成26年2月まで	<p>平成25年3月に開始した原告の外国為替証拠金取引は、同年6月中旬までに両建てが頻りに繰り返されていた(その間被告従業員の要請に従って合計230万円の追加入金を行っている。訴状別紙7の1)。それ以降原告は追加入金をせず、取引の頻度も減少し、平成26年2月で一旦取引を中断した(当該中断前に生じた損失は約94万円であり、そのうち手数料は92万円であった)。</p>	訴状第4の2(19頁及び20頁)	<p>取引の客観的状況については認める。その余は知らないし否認する。</p>	
平成25年6月20日から平成26年12月中旬まで	<p>(被告第1準備書面、1原告の外国為替証拠金取引(6)について)                  平成25年6月20日原告が退職した。それ以降平成26年12月中旬までの約1年6か月の間に9回の取引が行われていること(ただし、新規は3回であり、それ以外は保有株玉の決済である。)は認め、その余は否認する。                  原告が退職した後、被告従業員からの接触や連絡が大幅に減ったことは事実である。本件では平成25年11月21日から平成26年12月15日まで1年以上新規注文をしていないが、これは被告従業員からの指示がないので、原告が自ら取引をする意向にはなかったことを如実に表している。</p>	原告ら第1準備書面第2の1(8及び9頁)	<p>第1段落について                  原告らは、平成25年6月20日に原告が退職した以降平成26年12月中旬までの約1年6か月の間に9回の取引を認めながら、被告のこれらの取引は原告が自分の相場観によって取引をしたことが明らかである。との主張を否認するだけでなく、原告らがどのように行った取引なのか原告らの主張を明らかにすべきである。                  第2段落について                  原告らが示す期間に新規注文をしていないことは認めるが、平成26年2月4日に決済注文は出している。これは原告が訴外が退職後に被告従業員の「指導・助言・勧誘・指示」などがなく原告自身の判断で発注したことを示す根拠の一つである。</p>	被告第4準備書面(6)の第2段落について(10頁18行目)
平成26年12月	<p>平成26年12月、中断していた原告の外国為替証拠金取引が再開された。再開時原告と連絡をした担当者は、最初の担当者とは異なり、新しい担当者はドル円しかやらなかったのはどうかと思います。」等と前任者の取引手法を非難し、後者の銘柄を同時に取引するよう勧めてきた。</p>	訴状第4の3(20頁)	<p>25年6月20日に原告が退職した以降の担当者は不在であり、担当者に該当するのは担当課長の訴外だけである。ただし訴外から原告へ架電連絡したことは一度もなく、原告から池袋支店へかけてきた電話に訴外が不在だった為、担当ではない訴外が受け対応した。これを契機に原告から訴外宛に架電が来るようになった。原告からの架電は当時ギリシャ債務危機で激動していたユーロ情勢に関する話題が中心であった。訴外には、直属の上司である訴外を非難する理由がない。また担当者でもない訴外が原告に対して勧誘を行う理由もない。</p>	被告第1準備書面3の第1段落について(8頁)
平成26年12月15日及びそれ以降	<p>外国為替証拠金取引が再開され、再開初日の平成26年12月15日から、被告従業員の提案に従い、米ドル/円の買い、ユーロ/円の売り、豪ドル/円の売り、NZドル/円の買いという複雑な4銘柄の取引が行われた。もちろん、原告は米ドル/円以外の通貨ペアの取引経験はなく、どの銘柄を何枚売るのがいいのかについては、全て被告従業員の指示に従っていた。その後米ドル/円や、ユーロ/豪ドル(クロスカレンシー取引)等、新たな銘柄を加えながら、被告従業員主導の取引が継続した。</p>	訴状第4の3(20頁)	<p>訴外は、原告からの架電に対し、その時々での国際情勢の話題から米国、欧州(ユーロ)、イギリス、オセアニア情勢等の情報交換を行った事実はあるが、担当者ではない訴外から原告に架電することはなく、当然のことであるが勧誘も行ってはいない。                  従って、原告自身の相場観で発注を行った取引であることに疑いの余地はないのである。</p>	被告第1準備書面3の第2段落について(8頁)
平成26年12月中旬頃	<p>(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(9)について)                  平成26年12月中旬頃、被告従業員との連絡が増加した事実は認め、その余は知らないし否認する。                  原告の記憶では、被告従業員は、被告従業員が退職した事実を原告に告げるとともに、今後被告従業員が原告を引き継ぐ旨の連絡をしてきた者であり、平成26年12月に初めて接触した人物ではない。また、これまで取引を行っていたドル/円以外の通貨ペアの取引を勧誘してきたのは被告従業員である(詳細は訴状20頁記載のとおり)。</p>	原告ら第1準備書面第2の2(9頁)	<p>原告らの記憶違いだと思われるが、訴外が平成26年6月20日に退職し、その3か月後の平成26年9月21日に訴外が被告池袋支店営業3課の所属となった。従って、訴外が担当を引き継いだ事実も、引継ぎの連絡をしたこともない。平成26年12月中旬に初めて原告から架電を受けたのは訴外である。</p>	
平成27年1月中旬頃	<p>(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(2)について)                  認める。</p>	原告ら第1準備書面第2の2(9頁)	<p>原告らが被告の主張を認めるとするものであり、被告が特に主張することはない。</p>	
平成27年1月24日	<p>(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(3)について)                  平成27年1月24日15時から1時間ほど面談したこと、税理士から原告会社で取引を行ったほうが良いと助言されたことを被告従業員に伝えたことは認め、その余は知らないし否認する。</p>	原告ら第1準備書面第2の2(9頁)	<p>原告らが被告の主張を示すものであり、被告が特に主張することはない。ただし、その余を知らないし否認するのであれば、否認する内容を主張すべきである。</p>	
平成27年1月30日及びそれ以降	<p>原告は、税理士から、外国為替証拠金取引を行うのであれば法人名義で取引をしたほうが良いと助言されたことから、平成27年1月30日に、原告法人名義で外国為替証拠金取引の口座開設約請書を作成した。                  その際、外国為替証拠金取引(yutaka24)の取引予定金額について、(原告個人で申告した時と同額である)500万円以下と申告した。                  その後、約半年間は原告個人名義での取引が継続し、原告会社での取引を行うことはなかった。</p>	訴状第4の4(20頁)	<p>原告会社のYutaka24取引の口座開設は、原告らの税理士の勧めがあることと、原告が経営する原告会社の口座開設を希望したもので、口座開設申込書を差入れた際に原告は「今後の作戦は自分で考えます」と述べているのである。そもそも訴外は原告の担当者ではなく、原告はもとより原告会社に勧誘する余地など初めからなかったのである。また、取引予定金額は当初取引予定金額の誤りである。</p>	被告第1準備書面4の第2及び第3段落について(9頁)

事実経過に関する主張対照表

日時	原告			被告		
	原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠	出典	被告の主張・(被告の認否・反論)	証拠	出典
平成27年1月30日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(4)について) 平成27年1月30日に原告と被告従業員が四谷駅前のカフェで面談したこと、その後被告従業員が取引所為替証拠金取引取引説明書(乙11)、「Yutaka24取引ガイド」(乙12)、「Yutaka24取引要綱」(乙13)、「重要事項説明書」(乙14)などを交付したこと、必要書類(乙3、乙14、乙2)をそれぞれ差し入れたことはそれぞれ認め、その余は知らないし否認する。	Z11ないしZ14、Z2、Z3	原告ら第1準備書面第2の2(9頁)	原告らが被告の主張を示すものであり、被告が特に主張することはない。ただし、その余を知らないし否認するのであれば、否認する内容を主張すべきである。		
平成27年2月1日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(5)について) 原告が、履歴事項全部証明書及び「金融系物取引指示書」(乙15)を交付したことは認め、その余(時間及び場所)は不知(積極的に争うものではない)。	Z15	原告ら第1準備書面第2の2(9及び10頁)	原告らが被告の主張を示すものであり、被告が特に主張することはない。		
平成27年2月20日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(6)について) 平成27年2月20日、原告と被告従業員が新橋駅近くのカフェで会い、自己投資フォームと題する文書(乙16)を差し入れたことは認め、その余は否認する。原告が「今後の作戦は自分で考えます」と述べることはない。	Z16	原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	原告らは、「原告が「今後の作戦は自分で考えます」と述べることはない。」と主張するが、原告は被告従業員に対し、「原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と伝えており、この発言も原告自身の考えに基づく作戦の意思表示である。		
平成27年2月23日	(被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(7)について) 平成27年2月23日8時06分頃に、被告従業員が、原告会社の代表電話に架電したことは認め、その余は知らないし否認する。 原告は、担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問され、これを肯定する返答をしたのみで、通話時間は極めて短く、その他に原告の理解を確認するような質問は行われていない。 また、Z17号証には、取引限度額として2000万円と記載されているが、原告が取引限度額について2000万円と回答した記憶はない(質問を受けた記憶もない)。	Z17	原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	否認する。原告らが主張する「担当従業員から説明を聞いたか」と抽象的に質問された」は事実ではない。実際の訴外員の確認事項と確認方法を以下で示す。 ① 今回、ご提出いただきました「口座開設申込書兼お客様カード」や「重要事項説明書」につきまして、お取引の仕組みや重要事項については十分にご理解をいただいているということですが、間違いはございませんでしょうか？ ② あらためてご説明申し上げますと、Yutaka24は東京金融取引所が為替証拠金取引専用のレバレッジの高い証拠金取引特約のリスクのある取引となっております。相場の変動によりましては元本欠損や元本超過損失が発生する恐れがあります。この点に關しましてはご理解いただいておりますでしょうか？ ③ 今回のお取引に際して、お客様が取引指示者も兼任されるということですので、仕損みとリスクの部分を確認させていただきたく存じます。Yutaka24には「追加証拠金制度」いわゆる「追証制度」がございますが、この点のご理解はいただいておりますでしょうか。ご確認の意味でご質問させていただきますが、追加証拠金が発生した場合の対応期限が何時までかご存知でしょうか？ ④ これは別に、「ロスカット制度」があることもご理解いただいておりますでしょうか？ こちらもご確認の意味でご質問させていただきますが、ロスカットの判定は有効証拠金が必要証拠金の何%を割り込んだ時かご存知でしょうか？ ⑤ そして、売買手数料が1取引単位当たり片道で最大972円消費税込にかかることも、ご理解いただいておりますでしょうか？ ⑥ 確認の意味で簡単なご説明を補足で申し上げますと、実際に追加証拠金が必要になった状況におきまして、お客様が銀行など金融機関で追加証拠金の入金のお手続き中、またはご入金確認後におきましても、ポジションに逆行する急激な相場変動がございまして、せっかくご入金のお手続きをいただいても、先にロスカットが発生して、すべてのポジションが決済されてしまうことがございます。 また、実際の外国為替市場は24時間休みなく動いておりますが、Yutaka24は取引所の取引ですので、取引がお休みになる時間帯がございます。この時間帯に実際の相場が大きく変動した場合、取引再開時の値段でいきなりロスカットがかかるだけでなく、証拠金状況によっては、値とびによる元本超過損失が発生するような可能性もございまして、資金的にも時間的にも十分に余裕を持たれたお取引をしていただきますようお願いいたします。 お客様、ここまでの内容はよろしいでしょうか？ ⑦ 今度は、私どもの話ですが、営業担当の者がやってはいけない行為、禁止行為といったものがございまして、先々の事が100%わかる者ではありません。「必ず上げます。絶対儲かります」といった説明などを「断定的判断の提供」と申ししますが、これももちろん禁止されております。又利益の保証や損失補償なども一切できません。こういった、禁止された行為の約束など、担当のとの間で、ございませぬでしたか？ ⑧ お取引の結果につきましては、当然のことながら、最終的にお客様の判断、自己責任になるということは十分ご理解いただいておりますでしょうか？ ⑨ 続きましてお手続きの方になりますが、このまま進めてまいりますと、取引指示者のお客様のご本人確認のご住所へ簡易書留により挨拶状を送らせていただき、お受け取りを確認させていただいた翌営業日以降に、簡易書留にてお取引でご利用いただく専用のID・パスワードや弊社にお振込みをいただく際の銀行の口座番号、お取引限度額、お客様サポートデスクのフリーコールの電話番号などを御社のご登記ご住所まで郵送させていただきます。そちらをお受け取りいただいた上で御社からの初回のご入金をお振込み確認させていただきます。お取引はいつでも可能となります。 ⑩ また、こちらすべての取引は、取引指示者のお客様ご自身の操作でパソコンまたは携帯電話などからインターネットを通じてお取引をいただくこととなりますがインターネットやメールを使うといった端末の基本的な操作の方は特に問題ないとは存じますが、それによろしいでしょうか？ なお、お聞きいただいているとは存じますが、端末の故障などを含めまして、お客様の御注文を弊社の社員が代わって発注することはできませんのでご注意ください。お客様ご自身の操作でご利用いただきますようお願いいたします。 以上の質問事項に対して原告は、①間違いない②理解している③理解している④17時と回答⑤理解している⑥はい⑦約束はない⑧理解している⑨問題ありませんと同意した。 原告らは、「担当従業員から説明を聞いたか」と抽象的に質問されたことから、これを肯定する返答をした」などと主張するが失当であることは明らかである。	被告第4準備書面(7)第2段落について(11頁)	
平成27年8月11日	平成27年8月11日に200万円を送金し、同日原告会社名義でも外国為替証拠金取引が行われるようになった。 (被告第1準備書面、2原告会社のYutaka24の取引(8)について) 平成27年8月11日、原告会社が200万円を預託したことは認め、その余は否認する。 原告は被告従業員に対し、原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引をすることはできない旨を伝えており、被告従業員もこれを受けて平成27年8月11日午前まで勧誘の電話を掛けてこなかったから口座開設から取引開始までの空白期間が空いているに過ぎず、原告が取引開始のタイミングを計っていたわけではない。		訴状第4の4(20及び21頁) 原告ら第1準備書面第2の2(10頁)	原告は被告従業員に対し、「原告会社について、売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と伝えており、原告ら自身の判断で200万円を送金し取引を開始したのである。 否認する。原告らは、訴外員に対して「売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と自身の判断で取引を行わない意思を表明しているものであり、口座開設から取引開始までの空白期間が空いている理由は原告自身の意思に基づくものであることは明らかであり、原告らの取引開始のタイミングを訴外員の架電であるとの主張は極めて失当である。		
平成27年8月11日以降	平成27年8月11日以降、原告及び原告会社の両名義で並行して外国為替証拠金取引が行われているが、原告は、どちらの名義でどのような取引(入力)をするかについては、専ら被告従業員の指示に従っていた。 原告会社の取引についても、豪ドル/円、トルコリラ/円、米ドル/円及びポンド/円について、複数銘柄の取引が同時並行で行われた。		訴状第4の4(21頁)	「平成27年8月11日以降は、原告及び原告会社の両名義で並行して外国為替証拠金取引が行われている」との主張については認めるが、訴外員が池袋支店に異動して訴外員に変わって担当課長になったのは平成27年10月1日である。原告会社の取引開始から1年間(平成27年8月11日から平成28年8月10日)において、訴外員の金融商品営業日誌(乙第48号証)の架電記録には平成28年1月18日発信、3月31日受信、5月25日発信、7月20日発信、7月21日発信、7月26日発信、併せて6日分(発信は5日)の記載がある。 しかしながら、同期間において原告の発注件数及び発注日数は、「43件(32日)」(乙第54号証)、及び原告会社の発注件数は「43件(32日)」(乙第56号証)である。原告らの「原告は、どちらの名義でどのような取引(入力)をするかについては、専ら被告従業員」の指示に従っていた。」との主張は失当であることが明らかである。	乙第48号証、乙第54号証及び乙第56号証	被告第1準備書面9頁

事実経過に関する主張対照表

日時	原告		被告		
	原告の主張(原告の認否・反論)	証拠	出典	被告の主張(被告の認否・反論)	
平成28年4月18日	平成28年4月18日にトルコリラ/円、米ドル/円について両建が行われたのを皮切りに、その後取引終了まで頻りに両建が用いられている(別紙8の1両建グラフ参照)。		訴状第4の4(21頁)	「頻りに」は評価の問題であるので認否は留保し、その余は認める。	
平成28年8月29日まで	平成28年8月29日までの原告会社の外国為替証拠金取引は、一度に100枚以上の取引が行われることなく、総約定代金も1000万円を上回ることはなかった。		訴状第4の4(21頁)	原告らは、訴状第4の4(21頁)では、「平成28年8月29日までの原告会社の外国為替証拠金取引は、一度に100枚以上の取引が行われることはなく…」と主張し、被告が、被告第1準備書面第6段落について(9頁～10頁)で10枚以上の建玉を列挙し否認したところ、今度は「一度に100枚以上の取引…」にすり替えており、原告らの主張は意味不明である。	被告第1準備書面第6段落について(9頁及び10頁)
平成28年8月29日まで及びそれ以降	平成28年8月29日に700万円が入金されると、同日中に米ドル/円を100枚、総約定代金約1億0224万円というこれまでは比較にならない大きな取引が行われた。また、それ以降も100枚単位の外国為替証拠金取引が頻りに行われるようになり、被告に支払う手数料も増額していった(100枚の手数料は往復で税込1954400円、訴状別紙4参照)。		訴状第4の4(21頁)	そもそも、平成27年1月30日に原告会社の口座開設の申し込み以降に、訴外に対して「売り上げが発生する夏以前には余裕資金がないから勧誘をされても取引することはできない」と自身の判断で夏前には取引を行わない意思を表明しているのであり、実際に平成27年8月11日に原告会社が200万円を送金し取引を開始している。原告会社は前年同様の時期である平成28年8月29日に700万円を入金して、同日中に米ドル/円を100枚を建玉したのである。すなわち、原告らの取引開始に伴う入金時期及び取引規模の拡大に伴う入金時期は、ほぼ同一であり、これは原告らが取引の規模や時期を自身の判断と意思で決定している証左である。	
平成28年9月頃	平成28年9月頃、被告従業員が原告に対し、「これからインドでは結構式シーズンに入ります。インドの結構式では女性が金の装飾品を身に付けますので、今後金の需要が高まり、値段も上がります。この傾向は過去に比べて急激なもので、商品先物取引を始めれば、これまでFXで生じた損失を補填できます。チャートもゴールデンクロスを示しています。」等と告げ、新たに商品先物取引を開始するよう勧めた。原告は、専門家であり経験豊富な被告従業員が、極めて有望な取引を提案してくれているのだらうと思い、原告会社名義で商品先物取引を開始することとし、口座開設に必要な手続きを行った。		訴状第4の5(21及び22頁)	「被告従業員」が不明であり、認否を留保する。	被告第1準備書面10頁の第1段落について
平成28年9月27日及び平成28年9月29日	(被告第1準備書面、3原告と原告会社の株価指数証拠金取引(1)について) 平成28年9月27日に原告が被告に電話したこと、その際原告が面談を申し入れたこと、それまで原告と面談したことがないこと、同日29日10時30分に新百合ヶ丘駅近くのカフェで面談することになったことは認め、その余は否認する。原告は平成28年8月29日に700万円を入金して以降、取引回数や取引量が増加し、損失も増加していたことから、一体どうなっているのかについて、担当従業員である被告に対して、上席を連れて説明しに来よう求めたものである。		原告第1準備書面第2の3(10及び11頁)	否認する。原告は「まだ会ったことがないから9月29日に被告の実家に居るので一度会いたい」と訴外に申し向けたのであって、上席にある訴外の訪問は求められていない。また原告らの主張でも認めているように、原告らは「取引回数や取引量が増加し損失も増加していたこと」を自身で把握していたからこそ、日々の市況運移の際に都度訴外に助言を求めていたのであって、「一体どうなっているのかについて」が面談の目的ではない。	被告第4準備書面16頁「3」について以降
平成28年9月29日	(被告第1準備書面、3原告と原告会社の株価指数証拠金取引(2)について) 平成28年9月29日10時30分頃から12時20分頃までに原告が被告従業員及び被告と面談したこと、各種書類の交付を受けたこと(乙20号証ないし28号証)、必要書類(乙25ないし27号証、29号証及び30号証)を差し入れたこと、同日16時40分頃から被告と再度面談したことは認め、その余は否認する。 上記のとおり、原告がどのような状況になっているのかについて説明を求めたところ、被告従業員は、「FXだけだと一面的になってしまふ。FXだけでなくいろいろな取引をやった方がリスク分散になるし、損失を取り戻すことにも繋がる。」等と告げて、くりく株365(株価指数証拠金取引)や商品先物取引を始めよう勧めた(被告従業員が商品先物取引を勧めた具体的な経緯については訴状21頁5記載のとおり)。原告は、これらの取引について何の知識や経験も持ち合わせていなかったが、被告の上席である被告従業員から、損失をカバーするために必要であると告げられたことから、被告従業員の提案に従って、各種取引の口座開設に必要な手続きを行った。 また、原告の記憶では口座開設手続きは、法人、個人併せて午前中の面談中に行われ、同日午後の面談は、原告会社の印章を訂正して貰いたいと要請を受けたことから、これに応じて書類の押印をやり直すために設定された面談のほうである(乙23、24、25、26、27)。	乙20ないし28、 乙25ないし27、 29及び30	原告第1準備書面第2の3(11頁)	否認する。訴外の訪問に同行した訴外は営業責任者として原告に一度会って挨拶しておこうとの目的で同行したものである。そもそも原告「くりく株365(株価指数証拠金取引)」を平成28年9月28日(面談の前日)に架電によって初めて勧誘したのは、訴外である(乙第49号証の33)。原告らの主張は、被告従業員らの訪問目的を恣意的に歪曲するもので事実とは全く異なるものである。否認する。午前中の面談で口座開設の申し込みが行われたのは、原告会社のみである(10時30分)。原告の口座開設の申し込みが行われたのは午後の面談(16時40分)である(乙第48号証の20)。また、原告会社の印章の訂正は郵送で行われたもので、その根拠として原告らの口座開設の申込書の徴収日はいずれも平成28年9月29日であるが、被告における審査受付日が原告に対しては平成28年9月30日(乙第31号証)、原告会社については平成28年10月5日(乙第34号証)であることから明らかである。原告らの主張は曖昧な証言を基に作られた作文である。	被告第4準備書面16頁「2」について
平成28年9月29日	(被告第1準備書面、4商品先物取引(1)について) 被告において金融商品取引と商品先物取引を同一日に勧誘してはならないという内規を定めていることについては不知、その余は強く否認する。 原告はそもそも商品先物取引について何らの知識、経験も有しておらず、原告から商品先物取引について言及したり、あるいは口座開設を希望することは絶対ない。上記のとおり原告に対して平成28年9月29日に商品先物取引を開始するよう勧めたのは、被告従業員である。くりく株365と商品先物取引の契約手続等を同日に行わず、2日に分けて行った理由は、上記被告の内規が理由なのかもしれないが、それは原告の意向等とは何らの関係もない。		原告第1準備書面第2の4(12頁)	原告らは、パソコンでYutaka24取引の取引口座にログインする際に被告ホームページから行っていたものであり、被告ホームページにアクセスしていたが、被告のホームページ上には、商品先物取引、Yutaka24、ゆたかCFDと並列されており、原告らは自らその内容を閲覧して訴外や訴外との会話の中で、「為替動いていないけど日経平均上がってるね」、「円高なのに何で金価格は上昇してるの?」など日経平均や金価格の話をしていたのである。被告は、原告らに商品先物取引の経験がないことは認めるが、レバレッジがある証拠金取引であるCFD取引の対象である日経平均や商品先物取引の対象である金価格の動向には興味を持っていたのである。	被告第4準備書面4の(1)(17頁)
平成28年9月30日	口座開設手続きを行う際、原告は、平成28年9月30日付で「お客様カード(法人取引)」を作成しているが、同書面作成時、被告従業員から、「投資可能資金額欄についていきなり書きかえないでください。」とその欄に少ない金額を書くことと損失が取り戻せなくなるので、できるだけ多い金額を記載してください。」と注意された。 (被告第1準備書面、4商品先物取引(2)について) 上野駅近くのカフェで16時50分頃から面談したこと、申出書(乙37)を提出したこと、被告が関係書類(乙38ないし40)を原告に交付したこと、原告が必要書類(乙41ないし43)を差し入れたことは認め、その余は否認する。 上記のとおり、原告から商品先物取引の口座開設を要望したことはなく、前日9月29日の時点で、既に被告従業員から商品先物取引を開始するよう勧められており、手続きが9月30日に行われたに過ぎない。また同日は18時から別の用事が入っていたから、被告従業員から商品先物取引についての詳細な話を聞く時間はなく、単に必要書類の授受や作成が行われただけである。例えば事前説明書(乙39)には書き込みをする欄が多数あるが、実際にはこれを開いて書き込み等がされた事実はない。	乙37ないし40、 乙41ないし43	訴状第4の5(22頁)	「被告従業員」が不明であり、認否を留保する。	被告第1準備書面10頁の第3段落について
平成28年9月30日	(被告第1準備書面、4商品先物取引(2)について) 上野駅近くのカフェで16時50分頃から面談したこと、申出書(乙37)を提出したこと、被告が関係書類(乙38ないし40)を原告に交付したこと、原告が必要書類(乙41ないし43)を差し入れたことは認め、その余は否認する。 上記のとおり、原告から商品先物取引の口座開設を要望したことはなく、前日9月29日の時点で、既に被告従業員から商品先物取引を開始するよう勧められており、手続きが9月30日に行われたに過ぎない。また同日は18時から別の用事が入っていたから、被告従業員から商品先物取引についての詳細な話を聞く時間はなく、単に必要書類の授受や作成が行われただけである。例えば事前説明書(乙39)には書き込みをする欄が多数あるが、実際にはこれを開いて書き込み等がされた事実はない。		原告第1準備書面第2の4(12及び13頁)	否認する。原告が、原告会社の商品先物取引の口座開設を要望したのは事実である。訴外が前日29日に商品先物取引の勧誘を行っていないことは上記のとおりであるが、仮に原告が主張するように訴外が29日に面談した目的が原告会社に商品先物取引を勧誘し口座開設の申し込みをさせるものであるならば、訴外はゆたかCFDの勧誘ではなく商品先物取引の勧誘を行って、そのまま商品先物取引の口座開設の申込書に記入してもらったはずである。しかし、実際は訴外及び訴外がゆたかCFDの説明を行って、原告会社は、ゆたかCFDの口座開設の申込書に記入し提出しているのである。否認する。同日の面談時間は16時50分から18時50分である(乙第51号証の1)。被告はこうして面談時間を記録によって主張しているが、原告らの主張は何の証拠にも基づかない記憶に基づく時間ではない。また、原告らが例に挙げる乙第39号証は被告が見本として何も書き込みのない事前説明書を提出したものであって、原告会社には実際に書き込みのある事前説明書が手渡されている。	被告第4準備書面18頁1行目以下
平成28年10月3日及び平成28年10月28日	(被告第1準備書面、3原告と原告会社の株価指数証拠金取引(3)(4)について) 平成28年10月3日及び同日28日に、被告従業員が原告会社に電話したことは認め、その余は不知ないし否認する。原告は、担当従業員から説明を聞いたかとか抽象的に質問され、これを肯定する返答をしたのみで、通話時間は極めて短く、その他に理解を確認するような質問は行われていない。 また、乙31号証及び乙34号証には、取引限度額としてそれぞれ2000万円と記載されているが、原告が取引限度額について2000万円と回答した記憶はない(質問を受けた記憶もない)。	乙31及び乙34	原告第1準備書面第2の3(11及び12頁)	否認する。「被告第4準備書面16頁(7)のうちについて」で述べたとおりである。	被告第4準備書面(3)及び(4)について(16頁)

事実経過に関する主張対照表

日時	原告		被告		
	原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠 出典	被告の主張・(被告の認否・反論)	証拠 出典	
平成28年10月7日	<p>(被告第1準備書面、4商品先物取引(3)について)                      平成28年10月7日午前8時20分頃に、被告従業員が、原告会社に架電したことは認め、その余は知らない否認する。原告は、担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問され、これを肯定する返答をしたのみで、通話時間は極めて短く、その他に理解を確認するような質問は行われていない。</p>	原告第1準備書面第2の4(13頁)	<p>原告らが主張する「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問された」は事実ではない。実際の断外 〇〇〇の確認事項と確認方法を以下で示す。社長でいらつしやいますか？ 恐れ入ります。豊商事と申します。〇〇〇と申します。〇〇〇社長でいらつしやいますか？ 私、豊商事 コンプライアンス部の〇〇〇と申します。お世話になります。この度は当社、商品先物通常取引をご検討いただき、ありがとうございます。①この確認の電話が終わりました、書類などの審査が終了した後、約書という契約書を書いていただきますと、契約が成立いたします。よろしいでしょうか？ ②この度、〇〇〇様よりお預かりしております書類の中には詳細な個人情報も含まれております。その取扱いについては十分注意いたします。ご安心ください。③ご記入いただきました「お客様カード」につきまして記載内容は訂正等ございませんでしょうか？ ④この度、会社としてお申込みいただいておりますが、〇〇〇様が指示者となって〇〇〇の注文を出されるとのごことでお間違いないですか？ ⑤資本金年商1億円、とお書きいただいております。お間違いないでしょうか？ ⑥ご質問させていただいたのですが、このお取引での「投資可能資金額」を〇〇〇様が設定され、ご記入いただいておりますが、いくらくご記入されたか覚えていらつしやいますか？ ⑦次に「投資経緯」につきまして、〇〇〇様法人として、商品先物取引はご経験されていないのごとお間違いないですか？ ⑧商品先物取引は初めてということなので、当社でお取引を始めるにあたって初めの3か月間は投資できる証拠金の上限を先ほどの「投資可能資金額」の3分の1の範囲内(5,000万円の3分の1ですので約1,666万円)に制限をさせていただき、より慎重なお取引をお願いしております。よろしいでしょうか？ ⑨担当課長の〇〇〇から「契約締結前交付書面」や「事前説明書」をお客様にお渡しして内容についてのご説明があったと思えます。担当の説明は十分だったでしょうか？ ⑩商品先物取引は総代金での取引ではなく、商品の総代金の数パーセント程度の証拠金を使ったお取引になります。現物取引に比べ、資金効率がいい反面、リスクも高くなることも再度、ご確認いただく必要があります。特に「通常取引」はレバレッジ効果も非常に高い取引になります。(例えば金1kg450万円相当を取引するのに必要な証拠金は9万円を取引することができます。同じ資金で多くの取引をすることができますが、先ほど述べた通り資金効率がいい反面、思わぬ損失が膨らむ可能性もあります。また、ロスカット制度もないため、相場が予想に反して大きく動いた場合には投資資金を上回る損失が発生する可能性もあります。また、一部の商品を除いては取引には期限があり、最長でも1年以上はポジションを持つことができません。投資資金の大半を建玉に使うのではなく、余裕をもったお取引をお願いいたします。⑪担当から「お取引の期限」や「通知日」、「サーキットブレーカー制度」についてご説明はありましたでしょうか。一定の変動幅を超えて上昇または下落した注文が対等した場合、取引を30秒間中断してから立ち合いを再開するというもので、投資家に冷静になる時間を与えることを目的としたものです。⑫「無断売買」お客様に黙って営業マンがお客様の計算で売買を行うこと、「一任売買」お客様から銘柄、数量、タイミングなどを営業マンに任せて取引をお願いすること、「仕切拒否」決済してほしい旨を営業マンに伝えるも何かと理由をつけて決済を拒むこと。「断定的判断の提供」必ず聞かれます。絶対上ります。などと言うこと。これら禁止された行為など担当者との間でございませんでしたでしょうか？ ⑬お取引の結果につきましては、当然のことながら、最終的にお客様自身の判断、自己の責任になるということは十分ご理解いただけておりますでしょうか？ ⑭気に沿わない提案等が担当者からあった場合には、きっぱりとお断りください。⑮次に、「報告書」についてです。ご注文が成立いたしますと報告書が発行されます。また、3か月に一度は残高報告書が発行されます。必ず内容をご確認いただき、ご回答をお願いいたします。以上のごことで気になることがございましたら、本社「お客様相談窓口」までご連絡ください。既にお渡ししております「契約締結前交付書面」や「事前説明書」の裏面に電話番号が記載されています。一度ご確認くださいと思います。⑯次に、「相場が予想に反して逆方向に動いた場合の対応方法」についてです。いくつかの対処方法があることがご理解いただけたと思います。日々の立会終了時点で預かり証拠金に値洗損益金を差し引いた金額が必要証拠金を下回って不足が発生した場合、建玉を決済するか、あるいは不足額を預託していただいて建玉を維持して取引を継続するかどうかの選択をしなければなりません。例 預り証拠金150,000円+値洗損益金-100,000円-必要証拠金90,000円=不足金40,000円 【不足額を入金で対応する場合】 不足が発生した場合の対応期限、不足額を預託する場合いつまでにご入金しなければならぬかお答えいただけますか？ 【決済で対応】 入金対応せず不足額が解消する水準まで建玉を決済し、損を確定することも可能です。お客様と連絡が取れない場合には当社の不足額が発生しない状況まで建玉を処分します。(決済の権限が当社に移行します。) 【両建てについて】 また、同じ商品の「買い」と「売り」のポジションを同時に持つ「両建て」という相場手法も説明があったと思えます。「買い」を決済する「売り注文」ではなく、新たに売りポジションを建てる「売り」を同時に持つことで、相場が上がっても下がっても一時的に損益を固定できるという手法です。しかし、その後、当初の思惑通りに相場が動いても利益を追求することができないというデメリットがあります。また、新たな建玉には手数料もかかりますので建玉や落玉をする際にはより慎重な対応が必要になります。⑰次に「立会時間」についてです。 「日中取引」と「夜間取引」があります。日中取引は8:45から15:15までになります。夜間取引は16:30から翌朝5:30になりますが、電話による注文受付時間は18:50までとなっております。19時以降、変更や取り消しはできませんのでご注意ください。また、日にも指定した指値注文を出すことができます。⑱次に「取引の目的」についての確認です。「お客様カード」で元本欠損又は元本を上回る損失のおそれがある取引を行う意向が「ある」とお答えいただいております。この取引は商品によっては将来の現物の受け渡しも可能ですが、差金決済を中心とした資産運用でも考えられているということでお間違いないでしょうか。以上の質問事項に対して原告は、①はい②はい③特になし④間違いない⑤間違いない⑥5,000万円と回答⑦間違いない⑧理解した⑨しっかり説明してくれた⑩理解している⑪聞いている⑫無かった⑬当然です⑭承知した⑮理解した⑯理解している、翌営業日の正午までと回答⑰理解した⑱間違いないと回答した。原告らは、「担当従業員から説明を聞いたかと抽象的に質問されたことから、これを肯定する返答をした」などと主張するが失当であることは明らかである。</p>	原告第1準備書面第2の4(13頁)	被告第4準備書面(3)第2段落について(18頁)
平成28年10月20日	<p>(被告第1準備書面、4商品先物取引(4)について)                      認める。</p>	原告第1準備書面第2の4(13頁)	原告らが被告の主張を認めるとするものであり、被告が特に主張することはない。		

事実経過に関する主張対照表

日時	原告		被告	
	原告の主張・(原告の認否・反論)	証拠	出典	被告の主張・(被告の認否・反論)
平成28年10月20日 から平成28年11月2日 日まで	平成28年10月20日に商品先物取引が開始すると、同年11月2日までの14日間で、金又は金限日の買玉が合計265枚(約定代金にして約1億7143万円)購入されているが、同年11月4日には金限日の売玉が80枚建てられて直ぐに両建状態に陥り、その後取引終了直前までの間、常時両建状態のまま頻りに売買が繰り返されている(訴状別紙8の4参照)。		訴状第4の5 (22頁)	本件取引について「常時両建」状態であったことが具体的に主張されてから被告の主張を示すこととするが、原告らの提出した訴状別紙8の1~4は日付が等間隔になっておらず、グラフを見る者に誤りを生ぜしめるもので、日付が等間隔のものを提出するよう求める。
平成28年10月28日 以降	(被告第1準備書面、3原告と原告会社の株価指数証拠金取引(6)について)認める。原告は株価指数証拠金取引について何らの知識、経験もなく、また興味もなく、単に被告従業員から上記のとおり開設をした方がよいと提案されたことから開設したのみであり、被告従業員から同取引については具体的な勧誘がなかったことから、取引が行われていないのである。この点から見て、原告は被告従業員からの勧誘がなければ、自ら取引を行わない者であることが見て取れる。		原告第1準備書面第2の3(12頁)	原告らの主張については否認する。訴外や訴外は日経225の取引を何度か提案したが、原告らの判断で取引を開始しなかったのである。原告らはYutaka24取引の経験から投機取引を十分に理解していたからこそ、「建玉するタイミング」が如何に重要かを熟知していたのであり、「被告従業員からの勧誘がなければ、自ら取引を行わない者」ではない。
平成28年10月以降	平成28年10月以降、原告の外国為替証拠金取引、原告会社の外国為替証拠金取引及び原告会社の商品先物取引が並行して取引が行われるようになり、その銘柄も米ドル/円、トルコリラ/円及び金限日と複数の銘柄が同時並行して取引された。また、そのいずれの取引についても、どのような注文を行うのかについては、被告従業員から原告に具体的な指示が行われていた。		訴状第4の5 (22頁)	第1文については認め、第2文については「被告従業員」が不明であるが、否認する。
平成30年4月	平成30年4月、被告従業員は原告に対し「金よりも白金が動き始めた」と告げて、新たに白金の取引を開始するよう提案した。原告会社は被告従業員に従い、平成30年4月18日から白金の取引(買玉)を開始したが、白金についても同年4月27日には白金限日の売玉を建てよう勧められたことにより、両建状態に陥っている。		訴状第4の5 (22頁)	「被告従業員」が不明であるが、原告会社が平成30年4月18日に白金の取引を開始したことは認め、その余は否認する。
平成30年8月10日 から平成30年9月10日	平成30年8月10日、トルコリラの暴落を受けて原告会社の外国為替証拠金取引がロスカットで終了した。原告はそれ以降原告会社の商品先物取引及び原告の外国為替証拠金取引の新規取引を行うことなく、同年9月10日に全ての取引を終了した。		訴状第4の6 (22及び23頁)	認める。
取引終了以降	原告は、頻りに取引の勧誘が行われたことや、何度も追加金の要請が行われたことから、金融の専門家が素人を騙して手数料稼ぎをしていたのではないかと疑問を持つようになり、被告の会社名をインターネットで検索したところ、同じような被害を訴えている事例があることを目にしたことから、原告代理人弁護士らに法律相談を行い、損害賠償請求を依頼した。		訴状第4の6 (23頁)	不知。

被告第1準備書面11頁の第1段落について  
被告第1準備書面11頁の第2段落について

- 外国為替証拠金取引
- 商品先物取引
- 外国為替証拠金取引 及び 商品先物取引 両方の取引にかかる記載
- 株価指数証拠金取引(取引がなかった)

これは正本である。

令和 3 年 3 月 2 3 日

東京地方裁判所民事第 2 6 部

裁判所書記官 林

克行